令和元年度第3回おおいた子ども・子育て応援県民会議

日時: 令和2年2月7日(金) 14:15~16:15

場所:大分県庁舎新館14階 大会議室

- 1 開 会
- 2 知事挨拶
- 3 議 事
 - (1) 「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」(案)について 【資料1】、【資料2】
 - (2) 令和2年度における「おおいた子ども・子育て応援プラン」関連事業の 要求状況について [資料3]
 - (3) 令和元年度子ども・子育て県民意識調査の結果について [資料4]

4 閉 会

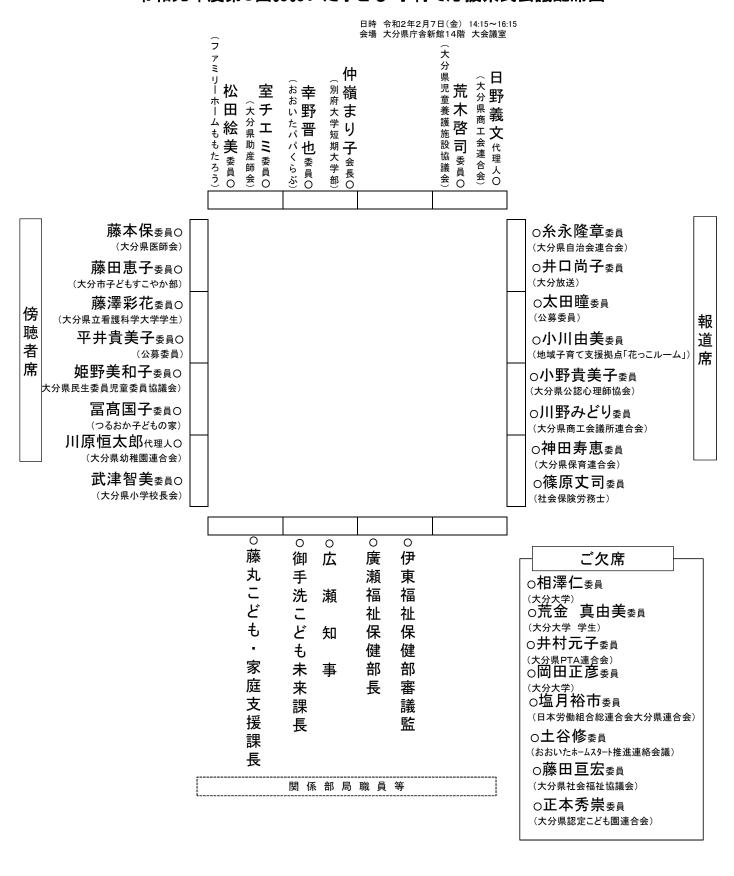
<配布資料>

- 資料 1 おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)(案)へのパブリックコメントの反映状況について
- 資料2 おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)(案)
- 資料3 令和2年度における「おおいた子ども・子育て応援プラン」関連事業の要求状況について
- 資料4 令和元年度子ども・子育て県民意識調査の結果について
- 資料5 事前にいただいたご意見

おおいた子ども・子育て応援県民会議出席者名簿

氏名	所属・勤務先 等	出欠
あいざわ まさし 相 澤 仁	大分大学 福祉健康科学部 教授	ご欠席
あらかね 荒 金 真 由 美	大分大学 福祉健康科学部 学生	ご欠席
あらき けいじ司	大分県児童養護施設協議会 森の木施設長	
いちはら たけし 市 原 豪	大分県商工会連合会 大分県商工会青年部連合会長	代理出席
いとなが たかあき 糸 永 隆 章	大分県自治会連合会 大分市滝尾地区連合自治会 会長	
いのくち なおこ 井 口 尚 子	株式会社大分放送 報道部 記者	
いむら 売と子	大分県PTA連合会 母親部会 部員	ご欠席
おおた ひとみ 太 田 瞳	公募委員 (ライフデザインラボ株式会社 代表取締役)	
おかだ まさひこ 岡田 正 彦	大分大学 高等教育開発センター教授	ご欠席
おがわ ゆみ	地域子育て支援拠点 花っこルーム 施設長 NPO法人アンジュ・ママン	
ぉ の 小 野 貴 美 子	一般社団法人大分県公認心理師協会 会長	
かわの 川野 みどり	大分県商工会議所連合会 大分商工会議所副会頭	
かんだ としえ 神 田 寿 恵	大分県保育連合会 社会福祉法人熊崎福祉会 すみれこども園 園長	
しおつき ゆういち 塩 月 裕 市	日本労働組合総連合会大分県連合会 副事務局長	ご欠席
しのはら たけし司	社会保険労務士篠原事務所	
たけつ ともみ	大分県小学校長会 大分市立下郡小学校 校長	
っちゃ おざむ 土 谷 修	おおいたホームスタート推進連絡会議 会長	ご欠席
どい たかのぶ 土 居 孝 信	大分県私立幼稚園連合会 会長 学校法人明佳学園 理事長	代理出席
とみたか くにこ 国 子	放課後児童クラブ/ファミリー・サポート・センター つるおか子どもの家 代表	
^{なかみね} 仲 嶺 ま り 子	別府大学短期大学部 学長	
ひめの み わ こ	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
ひらい きみこ子	公募委員(チャイルドラインおおいた 代表)	
業じされ あや か 花	大分県立看護科学大学 大学院博士課程助産学コース 学生	
・	大分市子どもすこやか部 部長	
& じた のぶひろ 勝 田 <u>亘</u> 宏	大分県社会福祉協議会 地域福祉部長	ご欠席
<u> </u>	大分県医師会常任理事 大分こども病院 理事長	
まさもと ひでたか	大分県認定こども園連合会 会長 むさしこども園 園長	ご欠席
まったえみ	ファミリーホームももたろう 所長	
む チェミ	一般社団法人大分県助産師会 財務理事	
ゆきの しんや 普 也	おおいたパパくらぶ 共同代表	

令和元年度第3回おおいた子ども・子育て応援県民会議配席図



〇おおいた子ども・子育て応援県民会議条例

平成二十五年七月四日 大分県条例第三十三号

器程)

第一条 大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進 に関し必要な事項及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る事項を調査 審議する等のため、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十 七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す る法律(平成十八年法律第七十七号)第二十五条の規定に基づき、おおいた子ども・ 子育て応援県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。

(報報)

- 第二条 県民会議は、委員三十人以内で組織する。
- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学職経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、

(委員の任期)

知事が任命する。

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期 間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第四条 県民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

- 第五条 県民会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員 を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、 知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部分)

- 第六条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

(議事)

- 第七条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 県民会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 県民会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(床務)

第八条 県民会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他県民会議の運営に関し必要 な事項は、会長が定める。

医室

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。

附 則 (平成二六年条例第四〇号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

(調査審議等の特例)

2 おおいた子ども・子育て応援県民会議は、この条例の施行の目前においても、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る事項の調査審議等を行うことができる。